# 10月末で経過措置を終了します

令和8年（2026年）

# 11月2日(月) から

## 本市の「家庭ごみ指定袋」

で排出してください

家庭ごみ指定袋の在庫状況が改善したため、指定袋以外の袋でもごみを出せる臨時措置は、令和8年9月30日（水曜日）で終了しました。

また、臨時措置期間中に購入し、自宅に残っている透明・半透明の袋を使用できる経過措置についても、令和8年10月31日（土曜日）で終了します。

**11月以降は、通常通り本市の「家庭ごみ指定袋」をご使用ください。**

**「家庭ごみ指定袋」以外で排出された場合は、収集しませんのでご注意ください。**

〇引続き、市民の皆様には、多くの方々に本市「家庭ごみ指定袋」が行き渡るよう、必要な量の購入にご協力をお願いします。

問合先

◇家庭ごみ指定袋について
尼崎市 ごみ減量政策担当　06-6409-1341
◇ごみの収集について
尼崎市 業務課　06-6374-9999